

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤 永 知 子ほか31名

被告 埼玉県知事ほか1名

証拠説明書（甲B号証）

2010（平成22）年3月31日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

ほか

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
B 56	『利根川治水の 変遷と水害』抜粋 (340頁～383頁)	写 1981年 2月28日 発行	大熊孝	利根川上流域の出水形態 利根川上流域の河道の特徴 明治43年8月洪水の出水形態 昭和10年9月洪水の出水形態 昭和22年9月洪水の出水形態 における、利根川上流域の出水形態。 利根川上流域出水形態の特徴と洪水調節計画の問題点 流量改訂による洪水調節計画の変更の意義 とその問題点 同書では、「利根川上流域における昭和22 年9月洪水の実態と解析」（利根川ダム統 管理事務所、昭和45年4月）に大きな問題 があることについては、ほとんど触れられて いないこと。
甲 57	(欠番)			

	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	
B 58	報告書 「利根川における 治水の変遷と水害 に関する実証的調 査研究」(東京大学 大学院の博士論文) の清書	写	平成 20 年 7 月 7 日	大熊孝	【書証の説明】 作成者の東京大学大学院における博士論文である「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究」の抜粋【821頁～890頁】の清書。 同論文の大部分は、1981年に出版された「利根川治水の変遷と水害」東京大学出版会の内容となっているが、一部同書の内容から省略した部分があるので、その省略した部分を提出するものである。 図表に関しては、原典からコピーした。 【立証趣旨】 「利根川上流域における昭和 22 年 9 月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利根川ダム総合管理事務所昭和 45 年 4 月)には、氾濫するはずのない場所が氾濫したことになっている等、大きな問題があること。 等
B 59	朝日新聞 「カスリーン再来 には治水効果なし 八ッ場ダム議論再 燃も」	写	2008 年 6 月 11 日	朝日新聞 群馬版	カスリーン台風と同じ降雨パターンでは、八ッ場ダムには治水効果がないこと。
B 60	朝日新聞 「『カスリーン台 風』備えるはずが 八ッ場ダム効果なし」	写	同上	朝日新聞	同上
B 61	八ッ場ダム問題に 関する質問主意書	写	平成 20 年 5 月 27 日	石関貴史	八ッ場ダムに関して、石関貴史衆議院議員が行った質問の内容。
B 62	答弁書	写	平成 20 年 6 月 6 日	内閣総理 大臣 福田康夫	上記質問趣意書(甲 B61)に対する政府答弁 カスリーン台風と同じ降雨パターンでは、八ッ場ダムには治水効果がないこと。 等
B 63	利根川支川「烏川・ 神流川・鏑川・碓氷 川」(直轄区域)の 築堤年の調査結果	写	2008 年 6 月 15 日	嶋津暉之	利根川支川の烏川・神流川・鏑川・碓氷川の直轄区域の河川現況台帳及び堤防現況平面図から、各河川の堤防の築堤年を調査した結果。 以下のとおり、ごく一部の堤防をのぞい

				<p>て、ほとんどの堤防は昭和 22 年よりも前に完成していたこと。</p> <p>地図 1 烏川（下流から）</p> <p>烏川左岸</p> <p>A 飯倉築堤 昭和 8 年～10 年</p> <p>B 下茂木築堤 昭和 9 年～11 年</p> <p>C 川井築堤 昭和 9 年～15 年</p> <p>烏川右岸</p> <p>D 忍保築堤 昭和 8 年～9 年</p> <p>E 黛築堤 昭和 8 年～9 年</p> <p>地図 2 烏川</p> <p>烏川左岸</p> <p>F 角淵築堤 昭和 9 年～11 年</p> <p>G 岩鼻築堤 昭和 9 年～11 年</p> <p>烏川右岸</p> <p>H 新町築堤 昭和 8 年～14 年</p> <p>I 立石新田築堤 昭和 9 年～11 年</p> <p>J 立石築堤 昭和 9 年～13 年</p> <p>K 中島築堤 昭和 9 年～10 年</p> <p>L 森新田築堤 昭和 10 年～12 年</p> <p>M 阿久津第二築堤 昭和 13 年～16 年</p> <p>N 阿久津築堤 昭和 12 年～16 年</p> <p>O 根小屋築堤 昭和 12 年～13 年</p> <p>P 根小屋築堤 昭和 62 年～平成元年</p> <p>Q 根小屋築堤 昭和 62 年～63 年</p> <p>地図 3 烏川と碓氷川</p> <p>烏川左岸</p> <p>R 下和田築堤 昭和 11 年～14 年</p> <p>S 並榎築堤 昭和 17 年～25 年</p> <p>烏川右岸</p> <p>T 石原築堤 平成 4 年～9 年</p> <p>U 石原第二築堤 昭和 16 年～20 年</p> <p>V 石原築堤 昭和 12 年～17 年</p> <p>碓氷川右岸</p> <p>W 乗附築堤 昭和 11 年～12 年</p> <p>X 乗附築堤 昭和 11 年～12 年</p> <p>碓氷川左岸</p> <p>Y 下豊岡築堤 昭和 32 年～33 年</p> <p>烏川右岸</p> <p>Z 下豊岡築堤 昭和 35 年～36 年</p> <p>A 下豊岡特殊堤 昭和 35 年～36 年</p> <p>B 下豊岡築堤 昭和 59 年～61 年</p> <p>地図 4 神流川</p> <p>神流川左岸</p>
--	--	--	--	--

					<p>C 〓 新町第二築堤 昭和 10 年～22 年 D 〓 新町第三築堤 昭和 27 年～28 年 E 〓 岡之郷築堤 昭和 12 年～16 年 神流川右岸 F 〓 勅使河原築堤 昭和 8 年～9 年 G 〓 勅使河原第二築堤 昭和 10 年～12 年</p> <p>地図 5 神流川 神流川左岸 H 〓 上戸塚築堤 昭和 13 年～15 年 I 〓 小林築堤 昭和 14 年～21 年 J 〓 本郷築堤 昭和 25 年～26 年 K 〓 川除築堤 昭和 24 年～25 年 L 〓 牛田築堤 昭和 25 年～26 年 M 〓 牛田築堤 昭和 60 年 神流川右岸 N 〓 長浜築堤 昭和 27 年～28 年 O 〓 肥土第三築堤 昭和 27 年～28 年 P 〓 肥土第二築堤 昭和 25 年 Q 〓 肥土築堤 昭和 24 年～25 年 R 〓 肥土第二築堤 昭和 25 年 S 〓 小浜築堤 昭和 26 年～27 年 T 〓 新宿築堤 昭和 25 年～27 年</p> <p>地図 6 鏑川 鏑川左岸 U 〓 森新田第三築堤 昭和 17 年～24 年 V 〓 木部築堤 昭和 14 年～18 年 W 〓 鏑川築堤増補 昭和 28 年～29 年 鏑川右岸 X 〓 森新田第二築堤 昭和 10 年～13 年 Y 〓 鏑川築堤増補 昭和 28 年～29 年</p>
B 64	「3.3 基本高水」 （『利根川百年史』 抜粋）	写	昭和 62 年 11 月 24 日 発行	建設省 関 東地方建 設局	「流域開発の影響による流出特性については、土地利用計画に基づく都市計画区域内の市街化区域（用途地域を含む）の利根川流域がすべて都市化されたもの（他の区域は現状のまま）とした場合の流域定数と、昭和 33、34 年洪水資料から得られた流域定数を用いて昭和 22 年 9 月洪水を対象に流出量の比較を行った結果、八斗島の将来流域の場合で 100m ³ /s 増大にするに過ぎず、ピーク流量に対しては 0.4% 程度の影響であることがわかった。」と記載されていること。

B 65	参議院財政金融委員会議事録 (ハッ場ダムの事業評価における費用対便益の計算)	写	2008年 6月3日	参議院財政金融委員会	ハッ場ダムの洪水調整に係わる便益を計算した報告書がないと答弁されたこと。
B 66 の 1	行政文書開示決定通知書	写	平成19年 3月19日	関東地方整備局長	平成17年度利根川河川整備基本方針等(治水)検討業務報告の開示請求をしたところ、流域分割図関係をすべて黒塗りにしており、分割図の開示を頑なに拒否していること。
B 66 の 2	平成17年度利根川河川整備基本方針等(治水)検討業務報告書	写	平成18年 3月	株式会社建設技術研究所	同上
B 67	利根川上流域の土地利用と支流の改修についての調査報告書	写	平成20年 6月28日	弁護士 高橋利明	利根川本川の上流部(特に前橋上流)においては、堤防自体が存在していないこと。利根川支川の烏川・神流川・鏑川・碓氷川の直轄区域の河川現況台帳及び堤防現況平面図から、各河川の堤防の築堤年を調査した結果、ごく一部の堤防をのぞいて、ほとんどの堤防は昭和22年よりも前に完成していたこと。 群馬県が行った支流の改修工事の規模が大きなものではなかったこと。 利根川上流部では流出機構を変えるほどの開発がなされていないこと

B 68	利根川調査報告書	写	平成 20 年 5 月 19 日	大熊孝 福田寿男 只野靖	<p>烏川・神流川・鐺川・碓氷川の現地において、地元の古老のヒアリングを行った報告書</p> <p>「利根川上流域における昭和 22 年 9 月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利根川ダム統合管理事務所・昭和 45 年 4 月)の洪水氾濫推定図では、吾妻川合流点直上流の利根川本川の蛇行部(渋川市赤城町宮田、樽(左岸側)、渋川市白井(佐又・右岸側))で蛇行の凸部が大きく氾濫したことになるが、利根川沿いの蛇行部の凸側は川沿いを除いて氾濫はしていなかったこと。</p> <p>同様に、碓氷川においても、「昭和 22 年氾濫推定図」では氾濫があったことになっているが、調査の結果、碓井川左右岸とも外水氾濫はなく、一部に内水氾濫があったのみと考えられること。</p> <p>神流川の堤防は記録によるとほとんどが昭和 22 年以降造られたことになっているが、それ以前に今の堤防高の半分ぐらいの高さの堤防があり、内水が停滞したことはあっても、外水氾濫はなかったと考えられること。</p> <p>烏側左岸の玉村町においても、外水氾濫はなかったと考えられること。</p>
B 69	河崎和明氏 経歴調査報告書	写	2008 年 6 月 30 日	弁護士 坂本博之	国土交通省関東地方整備局の元河川部長である河崎和明氏の経歴調査結果
B 70	公文書不存在決定 通知書	写	2008 年 7 月 8 日	群馬県知事 大澤正明	八斗島地点より上流の群馬県管理河川には、排水機場がないこと

B 71	利根川支川「烏川・神流川・鐮川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果(嶋津暉之氏作成)への補足	写	2008年 7月1日	大熊 孝	利根川支川「烏川・神流川・鐮川・碓氷川」(直轄区域)の築堤年の調査結果(甲B63)では、神流川堤防について、右岸堤防および八高線鉄橋付近から上流の左岸堤防が昭和25年以降の築堤となっているが、これらはもともとあった堤防を拡幅・嵩上げしたものであること。カスリーン台風時にも外水氾濫は起こしていないこと。 碓氷川左岸堤(安中の鷹之巣橋付近から烏川合流点近くの下豊岡付近まで)はカスリーン台風洪水以前から存在しており、左岸側への外水氾濫はなかったこと 碓氷川右岸は台地になっており、その高さは左岸堤防の天端高さと同程度であり、基本的に堤防はなく、板鼻の水位記録からして、外水の氾濫はなかったこと。
---------	--	---	---------------	------	--

B 72 の1	高崎の地図	写	平成10年 12月1日 発行	国土地理 院	「利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利根川ダム総合管理事務所昭和45年4月)においては、八斗島地点で毎秒26900トンの出水があるとの前提のもとに、上流部の氾濫想定がされているところ、その氾濫想定図を、市販されている5万分の1の地図に図示したもの。 氾濫するはずのない場所が氾濫したことになる等、大きな問題があること。
B 72 の2	前橋の地図	写	平成10年 3月1日 発行	同 上	同上
B 72 の3	沼田の地図	写	平成15年 3月1日 発行	同 上	同上
B 72 の4	富岡の地図	写	平成7年 4月1日 発行	同 上	同上
B 72 の5	榛名山の地図	写	平成10年 3月1日 発行	同 上	同上
B 73	増補 洪水と治水の河川史 抜粋	写	2007年 5月10日	大熊孝	ダムによる治水には限界があること。 越流しても破堤しないように堤防を強化すべきであること。 等

B 74	利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究（下）	写	昭和48年 12月	同上	【書証の説明】 作成者の東京大学大学院における博士論文である「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究」の表紙及び目次 （甲B58の原本）
B 75	カスリーン台風による群馬県内の被害のまとめ	写	2008年 7月24日	嶋津暉之	カスリーン台風による被害を集計したもの
B 76	八ッ場ダムの計画最大流入量 3,900m ³ /秒の検討	写	同上	同上	八ッ場ダムの洪水調節計画では最大で3,900m ³ /秒の洪水がダムに流入し、そのうち、2,400m ³ /秒を調節し、1,500m ³ /秒を放流することになっているところ、この3,900m ³ /秒は実際の洪水流量が比べてきわめて過大な値であること
B 77	利根川上流域洪水調節計画に関する検討	写	昭和44年 3月	建設省 関東地方 建設局	【書証の説明】 建設省が、昭和44年時点において、昭和22年9月洪水（カスリーン台風）の八斗島地点での流量について、26500トンとの解析をしていたこと。 等
B 78	大熊孝証人に示した書証綴り	写	2008年 7月29日	弁護士 只野靖	大熊孝証人に示した書証を抜粋したもの
B 79	八ッ場ダムの治水問題に関する意見書	写	H20.10.27	嶋津暉之	利根川の洪水被害低減のために八ッ場ダムが役立つのは計算上もきわめてまれな場合であること、実際の洪水には八ッ場ダムは役に立たないこと、国土交通省はカスリーン台風再来によって利根川の堤防が決壊し金額にして34兆円の被害が発生することを防止するために八ッ場ダムが必要と主張するが、カスリーン台風が再来しても、利根川の堤防は決壊しないこと等
B 80	佐藤謙一郎衆議院議員の資料照会に対する回答	写	H16.3月	国土交通省	1998年9月16日洪水、2001年9月10日洪水、2002年7月11日洪水の痕跡水位
B 81	八ッ場ダムの必要性の根拠に関する質問主意書	写	H20.10.9	大門実紀史・紙智子	八ッ場ダムの工期延長に伴い平成19年12月21日に開催された事業再評価委員会に提出された資料において、八ッ場ダムの洪水調節に係る便益が8276億円と算出されている根拠について、大門実紀史・紙智子参議院議員が行った質問の内容

B 81 の 2	答弁書	写	H20.10.21	内閣総理大臣麻生太郎	甲B81の1に対する政府答弁書の内容。八ッ場ダムの洪水調節に係る便益算出の前提となった氾濫計算の根拠が説明されているが、氾濫計算において設定した氾濫ブロックの範囲等について「関係する資料が保存期間を経過しているため、具体的にお答えすることは困難である」等と答弁されている
B 82	利根川ダム統管理事務所ホームページ	写		国土交通省利根川ダム統管理事務所	国土交通省ホームページに「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定される洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より185km地点）では、22000 m ³ /s が流れると予想されます」との記述があること
B 83	利根川上流ダム群再編事業（実施計画調査）	写		国土交通省関東地方整備局	国土交通省は、カスリーン台風再来の場合、利根川上流にダム群がなければ八斗島地点には毎秒22000 m ³ の洪水が襲い、破堤した場合の首都圏の被害額は34兆円にのぼると推定していること
B 84	利根川水系河川整備基本方針 基本高水等に関する資料	写	H18.2.14	国土交通省	利根川の河川改修は、既定計画の計画洪水流量を目標に実施され、大規模な引堤を含む築堤が行われて、堤防高は概ね確保されており、すでに橋梁、樋管等多くの構造物も完成していること、現在の河道で処理可能な流量は八斗島地点で16500 m ³ /sであり、これが国の計画洪水流量と定められていること、直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成（完成、暫定）していること等
B 85	利根川上流域堤防調査等報告書	写	平成19年12月14日	群馬県県土整備部	利根川の群馬県管理区間における平成19年12月時点までに実施された河川改修の状況
B 86	八ッ場ダム工事事務所ホームページ	写		国土交通省八ッ場ダム工事事務所	国土交通省は、八ッ場ダムの洪水調節の目的を、首都圏の平野部の洪水の低減のためと設定していること
B 87	前橋地裁へ提出された群馬県知事の準備書面(15)	写	H19.9.21	群馬県知事ほか	前橋地裁における本件と同種訴訟（前橋地裁平成16年（行ウ）第43号）において、被告群馬県知事らが八ッ場ダムの治水上の必要性に関し提出した準備書面の内容

B 88	八ッ場ダム建設事業の治水（公共）に関する費用便益比の計算根拠を示す資料	写	H17.9.9	関東地方整備局	八ッ場ダムの治水費用等について便益を受ける地区が、八斗島地点から銚子の河口まで下流部一帯であって、ダム建設地はダムの治水効果を受けないこと
B 89	前橋地裁へ提出された群馬県知事の準備書面(21)	写	H21.1.16	群馬県知事	本件住民訴訟と同種の別件訴訟において、群馬県知事が前橋地裁宛に提出した準備書面であるが、そこには、「工事实施基本計画に定めた基本高水のピーク流量2万2000立方メートルは／秒は、……将来的な河道断面等で、洪水調節施設がないという条件で」計算された、「将来を想定した計画値」である旨の主張がなされていること、そして、「利根川浸水想定区域図を作成する際の1万6750立方メートル／秒は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件で算定しており、」（7頁）と主張されている事実を証する。これにより、計画降雨があっても、現況においては、八斗島地点に毎秒2万2000立方メートルの洪水が来襲することがない事実を証する。

B 90	群馬県知事から前橋地裁宛に提出された国交省関東地方整備局の「治水証言回答」(標題部と本文の11～13頁)	写	H20.10.22	関東地方整備局	この文書は、国土交通省地方整備局 河川部 地域河川調整官から、「関係都県 ハッ場ダム住民訴訟担当課長」宛に送られた、「ハッ場ダム住民訴訟に関する関係県からの意見照会に対する回答について」と題された文書である。この文書は、群馬県知事から前橋地裁へ乙号証として提出されている。この文書には、工事実施基本計画で定めた毎秒2万2000m ³ というピーク流量について、「現況(昭和55年時点)の河道等の状況で、計画降雨を与えた場合に八斗島地点でのピーク流量が毎秒2万2000m ³ になるという説明をしているものではなく、カスリーン台風以降、昭和55年までの状況変化を踏まえたうえで、昭和55年時点での河川整備に対する要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒2万2000m ³ と定めた」との説明がなされており(12頁)、一方、八斗島地点毎秒1万6750m ³ については、「利根川浸水想定区域図を作成する際の流出計算は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設(既設6ダム)があるという条件で貯留関数法による計算を行ったものである。計算の結果、利根川上流部の河道断面が現況では不足していることから氾濫があり、八斗島地点に到達するピーク流量は毎秒1万6750m ³ となったというものである。」と説明を行っている(12頁)。このことから明らかなように、現況の河道断面においては、計画降雨があっても、八斗島地点には、毎秒2万2000m ³ は流れてこず、1万6750m ³ しか来襲しないことが明らかであり、このことを関東地方整備局も、関係県も承認しているのであるから、訴訟上では、実質、「争いのない事実」と扱われるべきものである。以上の事実を証するものである。
---------	--	---	-----------	---------	---

B 91	前橋地裁へ提出された群馬県知事の準備書面(23)(標題部、目次と本文の25~28頁)	写	H21. 3. 31	群馬県知事	計画降雨があった場合、関東地方整備局や群馬県では、上流域では氾濫があると主張するのであるが、これについて、群馬県は、「……文献が不足しているため、過去にカスリーン台風時に大きな氾濫があったことは推定できるもののその当時の正確な氾濫量の確定は困難」とし、水害対策としては、「八斗島地点上流の利根川本川や支川における浸水想定区域図を作成し、広く県民に情報提供を行っているところである。」(25~26頁)としている。このことから明らかなように、群馬県では、過去の洪水氾濫調査も行っていない、また、浸水想定区域図の作成以外、格別の氾濫対策を行っていないことが明らかであり、これらの事実を証するものである。
B 92	基本高水「八斗島地点毎秒2万2000m ³ 」のための改修状況調査報告書	写	H19. 11. 24	弁護士高橋利明	この文書は、標題の改修状況を調査したことについての調査報告書である。甲B90号証等によれば、八斗島地点に毎秒2万2000m ³ の洪水が襲うという条件は、計画降雨があり、ダムなしという条件のほか、烏川を含む利根川上流域での大改修が行われることが必要である。原告・控訴人らの調査では、上流域の7堤防法線で1~5mもの堤防の嵩上げないし新規の築堤が想定されていた。そこで、平成21年6月から10月にかけて、甲B57号証の4に示されているその7地区について、堤防の有無や堤防嵩上げの状況を現地調査した。その結果は、7地区のうち、利根川本川の大正橋から坂東橋までの約4km区間のうち、下流側3分の2の区間で想定に合う築堤がなされていたほかは、有意な改修工事は行われていない事実が認められた。この報告書は以上の事実を証するものである。
B 93	利根川河川情報	写	不明	関東地方整備局利根川上流河川事務所	この文書は、インターネットで収集した。利根川の上福島流量観測所地点の計画高水位が、「8. 880m」となっていることを証する。
B 94	河川断面図・上福島	写	不明	同上	この文書は、インターネットで収集した。上福島流量観測所地点の計画高水位が「8. 880m」であること、及び両岸の堤防高が、11m強であることを証する。

B 95	水位流量関係式	写	不明	同上	この文書は、「平成19年 水位流量関係式速報値対応」と題されている。この文書はインターネットで収集した。この文書には、各観測所における水位と流量の関係、水位から流量を求め、あるいは流量から水位を求められる関係式が示されている。控訴理由書の「第4部、第6章」において、上福島流量観測所地点における流量や水位についての主張を行っているが、そこでの水位や流量の計算は、この資料が定める方式に従っている。以上の事実を証する。
B 96	利根川福島橋地点における河道断面積の測定と流下能力に関する考察	写	H21. 10. 23	新潟大学 名誉教授・ 大熊孝	原告らの依頼に基づき、大熊教授は、福島橋地点での断面測定を行い、同所での洪水の流下能力を鑑定された。この「考察」は、断面積と流下能力に関しての鑑定書である。大熊教授の鑑定結果として、同所では、余裕高1.5mをとった場合の流下能力は毎秒8750m ³ 、橋台天端までの満杯の場合には、毎秒1万2190m ³ との結論となっている。八斗島地点毎秒1万6750m ³ が流下する際の、利根川本川での分担流量の流下には、何ら支障がないとの結論となる。本書証で、これらの事実を証するものである。
B 97	利根川水系烏川本川・神流川・鍬川・碓氷川浸水想定区域図	写	H17. 10. 20	関東地方 整備局	標題の河川区域において広報されている浸水想定区域図である(インターネットで収集。以下同じ)。各河川沿いに浸水想定区域が設定されているが、群馬県内の烏川本川では、碓氷川との合流点から下流右岸が指定区域となっている。右岸は、総じて自然遊水地としての役割を負っている水田地帯や、その下流部では市民ゴルフ場として活用されている河川敷が対象地となっている。以上の事実を証すると共に、烏川という支川に仮に氾濫の危険が存在するとしても、ハッ場ダムは、この氾濫防御には役に立たない事実をも証するものである。
B 98	利根川水系碓氷川浸水想定区域図	写	H19. 5. 22	群馬県 土整備局	烏川の右支川である碓氷川の主として左岸一帯に指定されている浸水想定区域図である。碓氷川沿いに浸水区域が設定されているが、カスリーン台風時にもさしたる氾濫はなかったとされる地区である。しかし、仮に、ここに大洪水の際、氾濫の危険が存在するとしても、吾妻川のハッ場ダムでは氾濫防止の役には立たない。これらの事実を証するものである。

B 99	利根川水系井野川 浸水想定区域図	写	H19. 5. 22	群馬県西 部県民局	烏川の左支川である井野川沿いに指定されている浸水想定区域図である。小さな支流であり、水田地帯の道路沿いに住宅地や大規模な工場用地が広がっている。大洪水の場合、ここに仮に氾濫の危険があるとしても、吾妻川のハッ場では、反乱の防止に役に立たない。これらの事実を証する。
B 100	利根川水系利根川 (上流工区)	写	H20. 2. 5	群馬県利 根沼田県 民局	利根川本川の上流域で指定されている浸水想定区域図であるが、主として月夜野・沼田地区の新しい河岸段丘部分である。指定されている地区の多くは、河川敷とか農地として利用されている。地蔵橋左岸の上下流部だけが集落となっている。大洪水の場合、ここに氾濫の危険があるとしても、下流部のハッ場ダムでは役に立たない。これらの事実を証する。
B 101	利根川下流浸水想 定区域図	写	H20. 2. 5	群馬県中 部県民局	利根川本川の五料橋から上流へ向かって吾妻川合流点までの区間の浸水想定区域図である。しかし、この中心部は、昭和大橋の上流側から下流へ五料橋までの区間である。この区間では、カスリーン台風時には、ピーク時を過ぎてから、左右両岸で破堤したとされている。また、玉村町や伊勢崎市を流れるので、特に右岸などでは沿川の集落に切れ目がない。烏川の上流域を含めて、利根川上流域では、この指定地区の面積が最大である。この地区は、ハッ場ダムの下流に当たるから、同ダムでの洪水調節の効果を受ける位置にある。ハッ場ダムとこの地区との一般的な地理関係はそうなるが、ハッ場ダムの洪水調節機能がなければ、この地区の氾濫の危険が防止できないかは別の問題となる(福島橋の上下流部では、現在以上のダムがなくとも、計画高水流量の洪水を安全に流せる状態となっていることは、甲B96号証等で立証されている。)

B 102	利根川(上流工区) 浸水想定区域の地形と土地利用状況について	写	H21. 11. 20	真下淑恵	この文書は、浸水想定区域に指定されている月夜野・沼田地区の地形と土地利用状況について、前橋地裁原告の真下淑恵が各地域を巡検して、その結果を報告書としてまとめたものである。この浸水想定区域は、南北に9kmくらい伸びているが、この指定区域の大半は、利根川の河川敷とでもいうべき地区であり、土地利用は農地が多い。市街化している地区もあるが、全体の指定区域からすれば比率は極めて小さい。かかる事実を証するとともに、吾妻川の合流点よりも上流部にあるため、八ッ場ダムができて、氾濫の防止には役に立たない事実をも証するものである。
B 103	H20 利根川上流部治水検討業務報告書	写	H21. 3 月	(株)建設技術研究所	平成21年2月24日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会で示された八ッ場ダムの費用便益比の算定においてなされた貯留関数法による洪水流出計算結果と、利根川水系工事实施基本計画の策定時(昭和56年以前)になされた貯留計算法による洪水流出計算の結果とを比較すると、両者は国土交通省が共通する洪水について同一の計算方法により計算をしたものであるのに、計算結果が大きく異なっていること
B 104				国土交通省	国土交通省が、平成10年9月洪水に対する八ッ場ダムの治水効果として、前橋地点で水位を約60センチメートル低下できるという計算結果を公表していたこと
B 105	平成10年9月洪水八ッ場ダム効果検討資料	写		国土交通省関東地方整備局	甲B104で公表されていた平成10年9月洪水に対する八ッ場ダムの治水効果は、利根川の治水計画(利根川水系工事实施基本計画)作成の検討過程で用いた計算方法に基づき算出されていること
B 106 の1	八ッ場ダム問題に関する質問主意書	写	H20. 5. 27	石関貴史 衆議院議員	議員から政府に対し「八斗島地点以外で利根川における八ッ場ダムの治水効果を、最近30年間の洪水について計算したものがあれば、その計算結果について詳細に説明されたい」との質問を行ったこと

B 106 の2	答弁書	写	H20.6.6	内閣総理大臣 福田康夫	甲B106の1に対する政府答弁の内容。「八斗島地点以外で利根川における八ッ場ダムの治水効果を、最近30年間の洪水について計算したもの」については、「国土交通省が現時点で詳細を把握しているものは存在しない」として、平成10年9月洪水に対する八ッ場ダムの治水計算根拠を合理的に答弁できないことを認めている。
B 107	群馬県議会産経土木常任委員会参考人質疑要旨	写	H21.10.14 開催分	群馬県議会議員 石川貴夫	国土交通省が、群馬県議会産経土木常任委員会の参考人質疑において、石川貴夫議員の質問に対し、従前同省が公表していた平成10年9月洪水に対する八ッ場ダムの治水効果計算について「正式に治水効果として認められるものではないため、政府答弁書においては現時点で詳細を把握しているものは存在しないと回答した。」「正式に治水効果として認められないものなので、60センチは（治水効果の説明として）使用しないと思う。」と答弁していたこと。
B 108	関東地方整備局事業評価監視委員会議事概要（議事録）	写	H15.11.20 開催分	委員会事務局	平成15年11月20日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会では、八ッ場ダムの必要性の有無、八ッ場ダムがもたらす問題点についての審議を行わず、専ら費用便益比のみを話題とし、しかし費用便益比の正当性については検証することなく事業継続を了承していること。
B 109	参議院財政金融委員会議事録	写	H20.6.3 開催分	委員会事務局	富岡由紀夫参議院議員の国会における質問と国土交通省（副大臣）の答弁内容。平成19年12月21日開催の事業評価監視委員会に提出された八ッ場ダムの費用便益比に関し、その計算根拠資料が存在しないこと等について質問・答弁が行われている。
B 110	八ッ場ダムの建設事業の費用便益比計算の問題点について	写	H21.11.24	嶋津暉之	平成21年2月24日開催の事業評価監視委員会に提出された資料に示された費用便益比の計算が不合理であること。作成者が研究資料として入手した国土交通省作成に係る諸資料を基に、前記費用便益比計算の計算過程を分析・解説し、計算の不合理性を明らかにしている。
B 111	河川整備基本方針検討小委員会名簿	写	H17.12.19	委員会事務局	平成17年に河川整備基本方針を定めた「社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」の委員長は、元国土交通省河川局長の近藤徹であること。

B 112	読売新聞記事	写	H21. 11. 18	読売新聞社	財団法人ダム水源環境整備センターが、国土交通省OBの天下り先であって、八ッ場ダムの関連業務を随意契約ないし落札率平均 99%超による落札で受注していること
B 113	履歴事項全部証明書	写	H19. 6. 27	東京法務局登記官	甲 B 112 の天下り先財団法人の理事に甲 B 111 の小委員会の委員であった虫明功明が就任していること。

以上